

福島労働局 労働基準部 扣 健康安全課長 秋元篤史 産業安全専門官 阿部晃 当

話 024-536-4603(直通)

災害復日72現場(46%)に対し、107件の指導を実施 ~令和元年台風第19号の災害復田財場に対するパトロール実施結果~

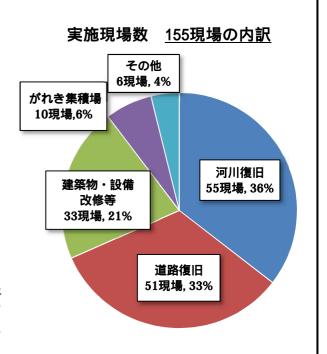
福島県内の労働基準監督署では、令和元年台風第19号の災害復旧現場において、建設機 械との接触等による労働災害や粉じんによる健康障害を防止するため、10月23日から11月 22日までの1か月間を集中取組期間として、安全衛生パトロールを実施しましたので、そ の結果を公表します。

- パトロールを実施するに当たっては、
 - 1 建設機械と作業員との接触防止
 - 2 建設機械の転倒防止
 - 3 土砂崩壊による災害防止
 - 4 高所からの墜落・転落防止
 - 5 粉じんによる健康障害防止

を重点事項とし、これらに該当する現場に 対して優先的にパトロールを実施した。

その結果、右図のとおり、実施した現場 は155現場となり、その内訳は、河川復旧 現場が36%、道路復旧現場が33%、建築物 ・設備改修等の現場が21%などとなった。

○ このうち、安全衛生上の問題が認められ たのは72現場。パトロールを実施した現場 の46%に対して、問題を指摘し指導を実施 した。



○ 指導した件数は延べ107件であり、そのうち「防じんマスクの着用」が35件と最も多 く、次いで「墜落・転落、転倒防止措置」が19件、「車両系建設機械作業の危険防止 措置」が18件の順となった。(詳細は裏面の表のとおり)

指導事項	指導件数
元請の下請に対する指導	9
防じんマスクの着用	3 5
墜落・転落、転倒防止措置	1 9
車両系建設機械作業の危険防止措置	1 8
車両系荷役運搬機械作業の危険防止措置	8
工事車両の逸走防止・安全走行	6
保護帽の着用	5
移動式クレーン作業の危険防止措置	3
その他	4

具体的な事例は以下のとおり。

【指導事例 : 防じんマスクの着用】

・ 河川でのがれき処理等による粉じんが舞う中、作業員が防じんマスクを着用せずに作業を行っていたことから、労働者の粉じんによる健康障害を防止するため、 使い捨て防じんマスクを配付し、防じんマスクの着用について指導した。

【指導事例 ; 墜落・転落、転倒防止措置】

・ 県道沿いの法面工事でのロープ高所作業において、墜落の危険防止のためのライフラインへの安全帯の取り付けが行われていなかったため指導した。

【指導事例 : 車両系建設機械作業の危険防止措置】

・ 堤防のかさ上げ工事において、車両系建設機械(ドラグ・ショベル)を用いて護 岸の成形作業を行っていたところ、誘導者を配置することなく、労働者を当該機械 と接触するおそれのある箇所に立ち入らせていたため、車両系建設機械との接触 防止について指導した。(元請事業者に対しても、下請事業者が法律に違反しない よう必要な指導を行うことについて、併せて指導した。)

【指導事例 ;車両系荷役運搬機械作業の危険防止措置】

・ 河川改良工事において、車両系荷役運搬機械(ダンプトラック)が仮設の橋を 走行していたところ、路幅が狭かったため、当該機械が仮設の橋から転落しないよ う必要な幅員を保持するよう指導した。

【指導事例 ; 工事車両の逸走防止・安全走行】

・ 住宅のブロック塀の崩壊により塞がれていた道路の復旧工事において、現場が 傾斜地であったため、運転者が工事車両の運転席から離れる際に、逸走防止措置 (パーキングブレーキ、エンジンの停止、ギアロック、輪止め)を実施するよう指 導した。

【今後の対応】

災害復旧工事については、以上のとおり、パトロールを実施した現場の46%で安全衛生上の問題があり指導を行ったところです。今後、被災地域では、本格的な復旧工事が予定されていることから、福島県内の労働基準監督署では、今回のパトロールの結果を踏まえ、危険が伴う現場に対し指導を行うことにより、労働災害等の防止に努めてまいります。